



「円満かつ円滑に」
一般社団法人日本相続学会®
The Japanese Inheritance Association

一般社団法人日本相続学会

第 10 回研究大会

■大会テーマ「遺言」

期 日：2022 年 10 月 21 日・22 日
会 場：日本教育会館
主 催：一般社団法人日本相続学会
第 10 回研究大会実行委員会

日本相続学会 設立趣意書

(問題提起)

「相続とは、亡くなった人の財産を家族などの相続人が受け継ぐこと」と定義されます。現在、多くの国民の相続に関する関心事は、財産分割の行方と相続税に向けられています。その結果として遺産分割協議が整わず、長期間にわたる調停・審判等による遺産分割（争族）が増加している事実は周知のとおりです。

相続人同士の争いは、これまでの良好な「感情的係わり合い」を憎しみに変化させ、兄弟姉妹が絶縁状態になる等の不幸を招きます。そして国民生活を支える基礎集団である「家族」の幸福追求する力の低下を招くという結果を憂います。

このたびの東日本大震災は、日本人が戦後の経済至上主義のなかで、不合理として捨て続けてきたものが、実は人間が生きていくうえで、不可欠であったことを示唆していることは、既に多くの指摘がなされているところです。

この機会に、相続に関係を持つ専門家の知恵を結集し、円満かつ円滑な相続のあり方について研究し、その成果を国民に公開することが必要ではないでしょうか。

(志)

日本相続学会は、「円満かつ円滑な相続」を目標とし、①相続学という学問領域を確立すること ②会員が地域で連携すること ③会員が情報交換と研鑽を重ねること ④研究成果等の情報を広く社会に公開すること ⑤適時、政府に対して政策提言を行うこと 等の課題に取り組まなければならないと思います。

本学会は、円満かつ円滑な相続が広く普及し、国民の幸福な生活に資することを目的として、相続に関連を持つ様々な実務家・関係者・研究者の参加を得て設立されるものです。

本学会の設立趣旨に賛同し、ともに円満かつ円滑な相続の実践と研究に情熱を傾けようとする皆様の参加を心から呼びかけます。国民の期待に積極的に応え、今こそ21世紀の日本社会の課題に立ち向かおうではありませんか。

2012年11月

呼びかけ人	伊藤久夫（FP・相続アドバイザー）	池畑芳子（税理士）
	吉田修平（弁護士）	宮田浩志（司法書士）
	平川 茂（税理士）	中尾徳彦（家裁調停委員）
	内藤 雄（相続アドバイザー）	榊原正則（保険専門紙）
	中島 誠（司法書士）	佐藤健一（税理士）
	酒井利直（元信託銀行役員）	芳賀則人（不動産鑑定士）
	矢田尚子（日本大学准教授）	金子 充（経営コンサルタント）
	（顧問）平川忠雄（日本税務会計学会会長）	＜順不同＞

一般社団法人日本相続学会 第10回研究大会 開催要綱

■大会総合テーマ：『遺言』

■大会趣旨：

先の民法改正により、遺言作成のための要件が緩和されました。また、法務局による自筆証書遺言保管制度が開始されるなど、遺言作成は社会の関心事となっています。この機会に、円満かつ円滑な相続を実現するためには、有効な遺言の存在が大きな原動力となることを訴え、遺言の重要性について国民的な理解を促進するため、第10回研究大会は「遺言」を大会テーマに掲げます。

■日 時：(配信日時)：2022年10月21日(金)・22日(土)

■会 場：日本教育会館 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

■主 催：一般社団法人日本相続学会・第10回研究大会実行委員会

■後 援：現在調整中

■日 程：

10月21日(金)

12:30	13:00	13:10 14:30		14:45	16:30		17:30	19:30
受付	開会式	●研究発表	休憩	●事例・研究発表 (3会場同時進行)		休憩	●情報交換会	
805号室				805・806・810号室			喜山倶楽部	

10月22日(土)

10:00～15	10:15	11:45	休 憩	13:00	15:00	15:00
学会賞 授賞式	●基調講演 『死ぬときに後悔すること 25』			●シンポジウム 『遺言と向き合う』	閉会式	
第2会議室（805+806 号室）				第2会議室（805+806 号室）		

■基調講演 『死ぬときに後悔すること25』

講師： 医師 大津 秀一（おおつ しゅういち）氏

早期緩和ケア大津秀一クリニック 院長

茨城県出身。岐阜大学医学部卒業。緩和医療医。日本緩和医療学会 緩和医療専門医、著書に25万部のベストセラー『死ぬときに後悔すること25』（新潮文庫）『いい人生だった』と言える10の習慣』（青春出版社）など多数。

■シンポジウム 『遺言と向き合う』

シンポジスト：

竹林 正樹 氏（青森大学 客員教授）

吉田 修平 氏（弁護士 吉田修平法律事務所）

日永田 一憲 氏（司法書士 かもめ総合司法書士事務所）

木下 園子 氏（日本財団遺贈寄付サポートセンター）

コーディネーター：

竹内 裕詞 氏（弁護士 さくら総合法律事務所）

ゲストシンポジスト：竹林 正樹（たけばやし まさき）氏

青森県出身。青森大学客員教授。青森県立保健大学大学院、横浜市行動デザインチームなど所属。ナッジの魅力を穏やかな津軽弁で語りかける。TEDxGlobisU(2020年開催)に出演。政府の日本版ナッジ・ユニットの有識者委員を務め、自治体や企業のナッジ戦略を支援している。代表作は「DVD 実践者のナッジ」（東京法規出版）

■研究発表 『相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態調査 中間報告』

発表：研究部会

研究部会では、本学会設立10周年を機に本年6月～7月に「相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態調査」を実施。この調査は、その結果を広く公表することにより、国民の「円満かつ円滑な相続」の実現に資することを目的としています。

今回は、集計結果を受けて中間報告を行います。引き続き調査結果を分析し、相続実務者のあり方についての提言を予定します。

■事例研究発表（3会場同時進行）

1 部	(氏名)	(テーマ)	(所属)
	高野 良子 氏	高齢者間の相続における諸問題	福田耕治法律事務所
	吉岡 達也 氏	認知症・相続対策における生命保険信託の活用	プルデンシャル信託株式会社
	石井 満 氏	家業のガバナンスに関する民事信託等を通じた一族会議の効用	杠司法書士法人

2 部

	池畑 芳子 氏	「人生 100 年時代」揉めないための相続対策	池畑会計事務所
	井殿 圭一郎 氏	株価下落を機とした後継者への株式移転と生命保険契約の活用	大同生命保険株式会社
	稲岡 万貴子 氏	認知症患者や障がいのある相続人を含む遺産分割協議の留意点	司法書士法人おおさか法務事務所

■参加費

		早期割引 (9月20日まで)	通常申込 (9月21日以降)
研究大会（全日程）	会 員	3,000 円	5,000 円
	一 般	5,000 円	8,000 円
⑧情報交換会 〈情報交換会のみ参加は不可〉	会員・一般	6,000 円	6,000 円

※会場参加・オンライン配信ともに同額。 ※学生は上記の半額（情報交換会は除く）

■参加申込

（申込開始）2022年9月1日（木）午前9時～

（申込締切）2022年10月14日（金）

（申込方法）

- ① 右記 QR コードを読み込み、参加申込フォームにて申し込み
(または参加申込書記入のうえメールまたは FAX にて送付)
- ② 振込先に参加費を送金（手数料負担願います。）
- ③ 参加費着金をもって受付完了、実行委員会からメールにて受付完了連絡。
- ④ オンライン配信は、10月16日以降に実行委員会からメールにて、参加 ID・パスワードを送付（ID・パスワード送付後のキャンセル不可）



(振込先) … 三菱 UFJ 銀行 大津町支店 普通預金 0249069

日本相続学会研究大会 実行委員長 竹内裕詞

■コロナ禍関連のご注意

- ✧ 会場参加の定員：70名（先着順）以外の方は、オンライン配信となります。
- ✧ 会場参加とオンライン配信の併用を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、会場参加が出来ない場合があります。その際にはオンライン配信のみとなります。

■キャンセル

申込後、やむを得ず取消を行う場合、必ずメールまたはFAXにてすみやかに実行委員会事務局へご連絡ください。(参加費返金に伴う振込手数料は、参加者様負担とします。)

変更の時期	キャンセル料	参加費返金
2022年10月14日まで	なし	参加費の100%
2022年10月15日～当日	参加費の100%	なし

■緊急連絡

自然災害、感染症、その他の事象により研究大会を延期または中止する場合は、本学会ホームページにてお知らせします。

■実行委員会事務局

〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目4-3 錦パークビル2階
さくら総合法律事務所 内

ホームページ URL <https://souzoku-gakkai.jp>
大会用メールアドレス renraku@souzoku-gakkai.jp
大会用FAX. 050-3730-8835

※事務局への連絡は、E-mail またはFAXにてお願いします。

■一般社団法人日本相続学会

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9-6 平川会計パートナーズ 内
メールアドレス info@souzoku-gakkai.jp FAX. 050-3730-8835

■ごあいさつ

本学会設立10周年を迎え、第10回研究大会を開催できることをとても嬉しく存じます。会員の皆様をはじめ、多くの皆様に献身的なご支援をいただいた賜物です。深く感謝を申し上げます。

「円満かつ円滑な相続」を実現するためには、有効な遺言の存在が大きな原動力となることを訴え、遺言の重要性について国民的な理解を促進するため、今回の研究大会は「遺言」を大会テーマに掲げました。

先の民法改正により、遺言作成のための要件が緩和されました。また、法務局による自筆証書遺言保管制度が開始されるなど、遺言作成は社会の関心事となっています。しかし、我が国では遺言作成はまだ一般的とは言えない状況にあります。

そこには様々な理由があると考えられますが、長子相続を背景にした旧来の家制度と現行の法定相続分との狭間での調整が、まずは相続人に委ねられていることによって、双方の主張が衝突することがあります。多くのケースは当事者間で早期に解決が図られますが、解決の糸口を見いだせないまま硬直化することがあります。しかし、この中には被相続人や相続人の事前準備によって解決できたケースが数多くあります。

その事前準備の代表が遺言作成ですが、遺言作成に着手するには、被相続人が自らの死と正面から向き合うことが必要です。そこで今回の基調講演は、「死ぬときに後悔すること25」と題し、緩和ケア医師の天津先生にご経験をお聞かせいただきます。また遺言作成の内面的なハードルについて、竹林先生から行動経済学の側面からご示唆をいただきます。

研究大会での事例研究発表は、学会として会員の研究発表の機会を保障しているものです。また、会員の皆様から貴重な発表をいただきますので、「円満かつ円滑な相続」の多くのヒントを得ることができます。来年は、研究大会での事例研究発表をご自身の目標に据えてみませんか。

今回も、皆様と一緒に「円満かつ円滑な相続」を追究したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人日本相続学会
会長 伊藤久夫

『相続実務者を対象とした相続に関する意識・実態調査 中間報告』

発表者（研究部会） （順不同）

伊藤 久夫 氏（一般社団法人日本相続学会 会長）

吉田 修平 氏（弁護士 吉田修平法律事務所）

小西 飛鳥 氏（平成国際大学法学部 教授）

高野 良子 氏（弁護士 福田耕治法律事務所）

小池 知子 氏（弁護士 あたらし橋法律事務所）

森川 紀代 氏（弁護士 森川法律事務所）

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
高野良子 福田耕治法律事務所	高齢者間における相続での問題

前提情報

相続において、相続人側が高齢ゆえの判断能力の問題や、高齢な時期に大きく財産構成が変わる問題

事例発表

被相続人Aは、配偶者、子がおらず、相続人はAの兄弟姉妹である。兄弟姉妹においては、連絡を長くとっていない者、入院が長い者、判断能力に問題がありそうな者がいる。お互いやりとりをしていない兄弟姉妹であった為、被相続人宛ての税金の通知がある一人の相続人に来た事で死亡がわかったという状態であった。また遺言書もなかった。被相続人には不動産や預貯金もあるようだが負債もあるようで、どのように相続手続きをすすめていくかが問題となる。

問題点整理

- ①遺産分割協議の前提としての判断能力の程度、周囲の環境
- ②相続による財産移転が相続人に与える影響の把握（管理体制、納税、二次相続等）
- ③土業が相続人の一人から相談を受け、相続手続きに関与する場面で気を付けるべきこと

問題解決へのアプローチ

- ①後見申立は、遺産分割協議時だけの一時的なものではなく、その後永続する状態をつくりあげることから、周囲の理解が必須でありその土俵づくりに努める必要がある。
- ②高齢な時期に大きく財産構成が変わる可能性があり、二次相続も踏まえ、事実上、相続人の子らとの協議も必要になる場合がある。その場合、税務の問題も協議と同時並行で進めていくことが大切である。
- ③法務税務を通じ、相続人らと関与する際の立ち位置の軸づくり、説明を明確にする必要がある。

コメント

高齢者間での相続で生じる問題につき、「相続家族」を仮定し、事例を紹介し、問題点を共有する。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
吉岡達也/ プルデンシャル信託株式会社	円満・円滑な相続・事業承継対策のための生命保険信託活用

前提情報

中小企業のオーナー経営者が事業を親族に引き継ぐ際、相続財産の分割に偏りが出てしまう。相続時に相続人間でもめごとが起こらないように対策しておくことは親の務めであり、事業承継対策の重要な部分である。

事例発表

父（経営者）は事業を継いでくれる長男（後継者）に自社株式と事業用資産をすべて相続させるため、遺言書を作成した。もうひとりの相続人となる次男に残せる財産があまりないが、相続時に揉めてほしくないので対策しておきたい。（配偶者はすでに他界している）

対策として

- ①長男に事業を引き継ぐための自社株等事業用財産をすべて相続させる旨の遺言書を作成した。
- ②相続税納税資金、次男からの遺留分侵害額請求に備え、生命保険（法人契約）を活用する。
万一の場合に備え、役員退職金規定を整備し、死亡退職金は長男受け取りとすることを取締役会議事録に載せておく。
勇退を迎えた場合は、生命保険契約を名義変更（契約者を法人から社長個人）する。
- ③長男が多額の死亡保険金を受取ることで金銭感覚がおかしくなってしまうように生命保険信託を設定して受取額を事前にコントロールしておく。
- ④長男の相続税納税資金、次男からの遺留分侵害額請求に備えた代償交付金の支払い原資として信託財産（死亡保険金等）が活用できる。

問題点整理

親は子に相続財産をどう残したいのか、子にどのように使ってほしいのかをヒアリングすることが重要。

問題解決へのアプローチ

遺言書作成、生命保険加入だけでは解決できない問題を明らかにし、解決策として生命保険信託の活用を提示する。

コメント

円満・円滑な相続・事業承継対策として「分割」「納税」「効率的に相続人に残す」というポイントは大事だが、さらに「被相続人は相続人に相続財産をどのように使ってほしいのか？」といった「想い」を対策に載せることが大事。
大金を相続することで相続人の金銭感覚がおかしくなり、その後の人生を台無しにしないよう、相続財産を「宝くじ化」させない信託の活用は有効である。

事例発表概要

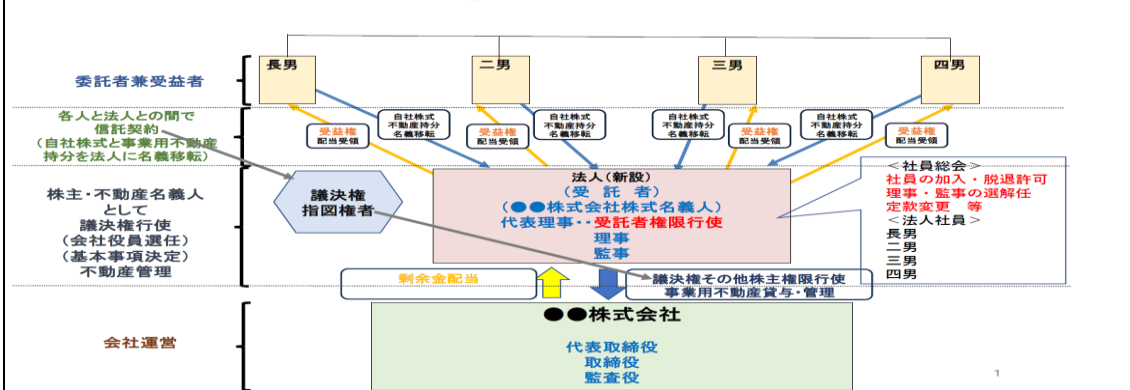
発表者 / 所属	テーマ
石井満 / 杠司法書士法人	家業のガバナンスに関する民事信託等を通じた一族会議の効用

前提情報

株式会社（創業60年、売上約50億円、従業員約200人）を亡き先代夫婦が創業し、その4人の子が後を継ぎ、4人が共同して会社の経営を行ってきた（株式保有は全株式を4人で均等に保有、役員は4人で構成）。4兄弟とも70歳を越え（79歳～73歳）、①次世代への会社経営・支配権・家訓等の承継の準備、②4人に万が一があった場合や判断能力を失う事態があった場合のリスク回避、についての悩みを抱えていた。もっとも、現時点で、具体的に後継者として相応しい者がおらず、4人とも各自の株式承継者を決められていない。そもそも、子たちとそのような話ができていない。またその機会もない。さらに、4人個人の遺言書は作成しておらず、株価対策としてのアクションを一度行ったのみ。

事例発表

「民事信託」を利用した全体図



問題点整理

- ・将来の承継準備をするにあたっての優先事項の整理（税金対策、株価対策、紛争予防、会社ガバナンス）
- ・リスク対策として株式議決権の集約化、一体化による安定したガバナンスをどう実現するか。
- ・次のガバナンスを担う後継者の決定、育成、役割分担をどう決めていくか。
- ・後継者への橋渡しとしての「場」をどうするか。
- ・後継者への確実・円滑な株式承継のための準備

問題解決へのアプローチ

- ・民事信託により、4人各自の自社株式を新設した株式管理のみを行う特定目的法人（一般社団法人を選択）へ名義移転を行い、法人による議決権の一体行使を行う。
- ・上記受託者法人の定款、信託契約書による、ガバナンスの内容の決定を行う。
- ・家憲・家訓を具体化した一族規則の作成及び一族会議の内容決定と上記株式信託との連携を行う。
- ・4人各自の株式後継予定者を決定し、一族会議及び受託者法人へ参画させる。
- ・上記を実質化するための一族会議の運営・継続・ファシリテイト・そのフォローを行う。
- ・後継者への円滑な株式承継のため、各自の個人資産、家族への考えの整理を行い遺言書の作成を行う。

コメント

資産承継及び事業承継対策としては「相続対策」としての側面が強いが、昨今、経営者の高齢化、長寿化、承継年齢の高齢化に伴い、相続の手前の「判断能力低下・喪失リスク」がより深刻になる。さらに、事業承継においては、経済社会の変容による後継者決定の困難、コミュニケーション不足、家業資産としての自社株式と個人資産との混在による資産対策としての難しさなど、さらに複雑な状況を抱えている。「過去・現在・未来」「全体最適」「経営者個人と家族企業」の観点から、まずは優先事項を整理することが必要と考える。

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
池畑芳子 / 池畑会計事務所	人生100年時代、揉めないための争族対策

前提情報/事例発表

医師A男は、令和3年1月22日、突然死去。家族関係は複雑で、過去に2度離婚しており、死亡時は結婚して5年になる3人目の妻（B）がいました。一度目の結婚では息子（C男）と娘（D子）をもうけ、二度目の結婚でも息子（E男）と娘（F子）をもうけ、三度目の結婚では子はいません（資料1・相続関係図参照）。それぞれの家族間に交流はなく、いずれの子も後継者になる予定はありませんでしたが、E男は医師A男の医院の経理を手伝っており、医師A男の個人的な資産関係も把握していました。

さて、医師A男は、公正証書遺言（資料2・遺言公正証書参照）を残していました。遺言書を見ると、不動産や有価証券を含めた全ての財産をE男に相続させ、他の相続人にはそれぞれ1000万円を相続させる旨の記載がありました。

ところが、この遺言書に妻Bは納得できません。最後に尽きた自分が顔も見ることがない他の子どもと同じ金額では理不尽だと思ったのです。妻Bは、自分には遺留分という権利があること知り、弁護士事務所の門を叩きました。

弁護士からの説明では、妻Bには遺留分があり、その権利が侵害されている可能性があるようです。すぐに裁判手続に進むことも考えられましたが、まずは相続人の皆で弁護士事務所に集まり、遺留分について話し合いをすることとなりました。

事例発表（上記に譲る）

問題点整理

- (1)法定相続人の確認
- (2)遺言書の有効性の確認
- (3)遺留分侵害額の請求と、請求をする意思の確認
- (4)遺留分侵害額の計算

問題解決へのアプローチ

- ①相続人全員の同意を得て遺産分割協議をする方法
- ②個別に遺留分の支払いについて合意を得る方法

コメント

本ケースのように遺言があっても揉めることはよくありますが、生前に関係者によく話して聞かせておく、遺言書に付言事項として説明しておくなどが重要です。どうしてこの遺言書を書いたか、どうしてこの遺言書の内容になったかを付言事項で説明しておく、トラブルになる可能性が低減しますし、生前贈与や特別受益に関する事項も、付言事項に書いておくと、紛争の防止になるようです。

本人死亡後は、新たな対策をとりにくく、この場合は、専門家がていねいに各相続人の意見に耳を傾け、各自がどのような希望をもっているか、できるかぎり正確に把握し、その実現を調整することが大切になるようです。

事例発表概要		
グループ	発表者 / 所属	テーマ
	井殿 圭一郎	非上場株式の贈与税の納税猶予打切りリスクへの対策
前提情報・登場人物		
・情報・通信サービスの販売代理などを業とする法人 ・会長（現社長の父、創業者 70歳代）、現社長（40歳代、会長の長男）、専務（30歳代、会長の長女）および取締役（20歳代、現社長の長男） ・会長が自社株（自身が役員となっている会社の株式）の100%を保有。		
事例発表		
・創業者の長男はすでに代表者であるが自社株の移転が未済だったため評価額を試算したところ、およそ3億円であることが判明した。 ・今後も株価の上昇が見込まれるので、納税猶予制度の特例による自社株の生前贈与を実施した。 ・納税猶予適用での最大のリスクは、経営承継期間中の社長の就業不能を原因とする代表権の喪失と整理した。 ・上記リスクの軽減をおもな目的として、法人契約の生命保険契約を提案した。 ・同時に既存の定期保険契約（社長・専務が被保険者、全額損金・返戻金あり）の見直しもおこなった。 ※社長・専務は従来の長期平準定期保険にも加入。現在の死亡リスク対策および、将来の退職金原資の準備を目的にそのまま継続。 ・現社長から取締役への株式の引継ぎも今後の課題として認識。 （提案・成約内容…契約者：受取人ともに法人） ・被保険者を社長・専務、取締役とする重大疾病保障保険・就業障がい保障保険（5年更新） （専務・取締役についても法人での就業不能リスク対策…売上減少や資金繰りの悪化など） ・取締役は、上記のほか死亡保障および退職金の一部の原資の確保を目的に最高解約返戻率85%の定期保険		
問題点整理		
・就業不能を原因とする代表権喪失による納税猶予の打切りリスク ・既存の定期保険契約（保険料は全額損金算入）のピークアウト（解約払戻金が上限に到達、以後減少）後の契約継続の要否 ・現社長（2代目）→取締役（3代目）の円滑な株式移転の準備		
問題解決へのアプローチ		
・重大疾病保障保険・就業障がい保障保険の加入 ・既存契約のピークアウトも見直しのきっかけの一つ ・将来の事業承継を見据えた取締役の死亡・就業不能保障の確保と生存退職金の資金の準備		
コメント		
・特例承継契約の提出は2024年3月31日まで、株式の移転は2027年12月31日まで。 ・代表権を喪失しても猶予打切りとならない「やむを得ない理由」は、精神障がい1級、身体障がい1級または2級、要介護5の認定やこれらの事由に類すると認められること。 ・今回の提案はこれらに至らない就業不能による納税猶予打切りのリスクを保険でカバーするもの。 ・後継者の代表権喪失時には、保険金を原資に①退職する場合は退職金・見舞金、②退職しない場合は見舞金の支給と、①②とも猶予税額の支払に必要な金額を後継者に貸付けることを想定。 ・保険金は被保険者が受取ることが望ましいが、兄妹の保障のバランス、「5年」経過後も法人での就業不能リスク対策のため継続するので法人受取とした。		

事例発表概要

発表者 / 所属	テーマ
稲岡万貴子/司法書士法人おおさか法務事務所	認知症患者や障がいのある相続人を含む 遺産分割協議の留意点

前提情報

近所にすむA(94歳)、B(86歳・先天性の障害)の兄弟。同都市圏に居住するA・Bの姉C(98歳)
A・B・Cは6人兄弟だが幼少期に全員亡くなり、両親はA13歳、B5歳、C17歳の本人らが10代の頃に死別。
Bについては1年前まではCとともに生活していたが、Aの妻逝去後、A、Cの体調も考慮し、Aが引き取る。
A/在宅、婚姻歴有、配偶者死別、子なし、難聴、やや重度の認知機能の低下、不動産所有
B/A近くの施設に入所。婚姻歴無、A近くの施設に入所。先天性の障害あり、非常に重度の認知機能の低下
C/婚姻歴有、離婚、子死別、重度の難聴、中等度の認知機能の低下

事例発表

金銭管理をAが行っていたが認知機能の低下がみられ、光熱費や公的保険の支払、ABともに介護サービス費などの支払いの滞納が発生。AおよびBそれぞれの担当ケアマネージャがA及びBの今後の生活状況を心配し、成年後見制度の利用について相談があった。制度利用につき、調査をするとABには同都市圏に住む姉Cが健在でいることが判明。関係者全員が高齢でもあることから、身上配慮については当然のこと、本人ら逝去の際の葬祭・相続手続きが互いに発生することが予見された。裁判所の手続きを得て、Aについては保佐人(相続に関する代理権有)、Bについては後見人として当法人が選任された。Cについては兄弟のなかで最年長であり、年齢的な順番的にCが万が一の対応は兄弟であるABの後見人として当法人が対応をすることを想定した。Aについては生活費の捻出を主な理由とし、将来的な相続人不在のリスクも鑑みて自宅不動産の売却をすすめ、Cと同じ高齢者施設への入所を進めた。Bについては生活保護を申請。その後、Aの体調が急変し、逝去。

問題点整理

- ・民法上における後見制度の立法趣旨の理解
- ・被後見人の「意思能力」と「事理弁識能力」
- ・後見制度上の身上配慮義務
- ・意思決定支援(本人の意思の尊重・探求・業務の正当性)
- ・遺産分割協議(法定相続分の確保、相続税の申告の有無確認、解約等の手続きへの対応など)

問題解決へのアプローチ

A逝去後、Aの遺産分割協議を進める段階でBの容態が悪くなったため、急遽Cの後見制度利用を検討。認知機能については、身体的衰え(難聴)と年齢的な認知機能の低下を認める老人性認知症と医師の診断があり保佐相当での診断で手続きを進めた。
当法人が就任を予定した手続きであるため、Bとの遺産分割について後見人、保佐人として利益相反してしまうため原則としては特別代理人の選任が必要なケースとなるが、今回例外に至ったのは被後見人らの親族としてC本人と当法人の関係性が始まった当初よりCの発言や意思は一貫していること、Cの日常に参与している福祉関係者からのヒアリングと、制度利用時の医師の診断書の内容を鑑み、一定の事理弁識能力は保有していることが確認がで、加えて保佐開始の審判手続き上必要な家庭裁判所の調査官との面談時にも本人の事理弁識能力について評価されたため、敢えて相続に関する代理権は付与はしない形で就任に至った。
故Aについての遺産分割協議については、Bの後見人としての当法人とCとの協議として裁判所の許可を得て成立に至った。分割の内容についてはCからはBに全てを渡すでも良いような発言もあったが、ABC三人が幼い頃より助け合って生きてきたことや、AがCへの感謝の気持ちを述べていたことをAの元保佐人として伝え、またCの後見人として把握するCの資産状況は生活保護受給者であり、相続財産を受け取ったとしても保護費の還付となる可能性があることをCの保佐人として助言をし、Cもそれを理解したため、法定相続分での分割内容を書面にしたものである。

コメント

成年後見制度については、本人の事理弁識能力が欠くと民法上では規定されているが、完全に意思を欠いたり表示できない事例ではなく、何らかの意思があり、表示できる状態であれば後見人等はその意思を無視することはできず、本人を尊重し、心身の状態、生活の状況に配慮した判断をし、場合によってはその意思をその正当性を配慮しながら、修正しつつ事務を進めていくことになる。認知機能の低下が見とれられた段階で、本人の事理弁識能力や意思能力の欠如とみなし、遺産分割協議への参加についての代理権を安易に付与することは、本人の意思の尊重を実現しているとは言いがたい。専門職の後見制度活用の参加を求められていることが多くなっているが、本人と専門職の意思の食い違いや、意思の表示ができない人の代理を行う場合には、より民法上の考え方に従うことが求められるため後見事務への正当性と信頼が担保される必要がある。そのためには後見事務についての豊富な経験も必要とされたいと考える。

論説賞

著作名：「所有者不明土地をめぐる令和3年民法改正等と相続実務への影響」

発行：学会誌 第9号 2021年10月

執筆者：松尾 弘 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科 教授）

【要旨】（論説の冒頭「はじめに」を引用）

所有者不明土地問題への対応を主眼にして、令和3（2021）年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（公布は令和3年4月28日法律24号）および「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（同じく法律25号。以下、相続土地国庫帰属法）が成立した。これら2つの立法（以下、これら2立法を総称するときは、「令和3年民法改正等」という）は、所有者不明土地の発生予防、利用管理および解消促進の各側面から、所有者不明土地問題への包摂的な対応を試みたものといえる。本稿は、それらが相続実務に与える影響に焦点を絞り、その成果と課題を検討することを目的とする。

【審査意見書から】

相続実務者（特に、遺産分割を中心とした相続発生後の処理に携わる者）においては、このたびの法制度の見直しに関し、登記の義務化以外の部分は、まだまだ認識が不十分な傾向がみられるように個人的には感じております。

本件論説は、法務省提供の情報などで改正法の内容をなぞっても、なかなか抽出し難い、制度相互の関係や実務的な影響について詳しく説明されており、相続実務に携わる者にとって有益であると思います。（審査員自身も、査読を通じて、法制度について理解が深まりました。）

所有者不明土地問題への対応を主眼にした、令和3年民法改正等の過程、内容、意義、今後の課題について、論点を整理し、的確に論じている。今後、所有者不明土地問題や遺産相続を議論、研究する上で基盤となる論説である。

著作賞

著作名：「所有者不明土地の法律実務」
発行：株式会社プロGRESS 2022年4月
執筆者：吉田 修平 氏（弁護士）

【要旨】（著書まえがきを一部引用）

数年前に所有者不明土地問題が話題になった頃から多くの研究会等に参加してきましたが、そこで感じたことは、「総論は分かるが、各論は分かりにくい」というものでした。特に、最初の頃は民法や不動産登記法の議論をあまりせずに、再開発や土地収用等のかかなり専門的な細かい話だけが行われていたように感じられました。しかし、所有者不明土地問題を解決するには、民法や不動産登記法の改正が欠かせないと思っていました。

平成31年に設置された法制審議会民法・不動産登記法部会では、民法や不動産登記法の問題について真正面から議論し、極めて短い時間で抜本的改正を行いました。法制審議会の委員の先生方のご努力に対しては、深甚なる敬意を表したいと思います。

法制審議会の議論では、所有者不明土地問題の全体を、「予防」、「利用」および「解消」の3つに分けて進められました。私は、この議論の進め方が非常に分かりやすく感じたので、本書でもこの分け方に従って解説しています。

【審査意見書から】

所有者不明土地関連法の施行日がせまる中、時宜を得たテーマについて、斬界の第一人者がポイントを絞り、通読できる解説書を発表した意義は大きい。関連書籍は数多あるが、本書ほど分かりやすく簡潔明瞭に記載されたものは見当たらない。

内容的にも、31の章立てで所有者不明土地関連法を網羅し、具体的なケースの検討の部分も、実務でよく発生するような事例が取りあげられており、改正法の適用場面を把握するのに適切である。実務家に好個の一冊であるといえる。

筆者がまえがきで書かれていますように、不動産に関連する仕事に従事する人向けに、わかりやすく解説するとの狙いは十二分に達成されていると思います。

また、今回の改正について、所有者不明土地の発生の予防、管理、解消に分類し整理されており、ページ数が少ないのにもかかわらず、非常にわかりやすく構成されていると思います。設例の示し方も実務で必要な事案を提示され、図も効果的に使われており、評価すべきと思いました。可能であれば、本書を手掛かりに、詳しく知りたい人向けの案内（参考文献）もあつたらなお良かったかもしれません。

優秀事例研究賞

著作名：「民事信託受託者のリバースモーゲージ型借入による相続対策」

発行：学会誌 第9号 2021年10月

著者：澁井 和夫 氏（世田谷信用金庫 顧問）

【要旨】

90歳の老母の自宅不動産資産を長男が信託して、信託受託者としてリバースモーゲージ型の借入れを行うと、税務上は信託財産に生じる負債は母の負債とカウントされることから、相続対策上メリットがある。

【審査意見書から】

高齢の親に不動産がある場合のリバースモーゲージの活用は、よくある事案であり、応用の可能性も高いので実務上の対応の参考になる。

リバースモーゲージを活用する相続は、これからの課題だと思われる。よい問題提起となっている。

民事信託とリバースモーゲージという普段あまり目にしない新しい概念・制度を用いて、高齢者のために死ぬまでの安楽な生活を保障するスキームを考え、具体的に実践しており、また、それが相続税対策や相続人間のコミュニケーション等にも資するスキームとなっており、円満かつ円滑な相続を実現している。

被保佐人と保佐人の間の民事信託契約について事前に裁判所の審判を得るなど、細部にわたる確認が良くなされた事例である。高級住宅地であるという事、兄弟関係が優良なことなど幸運な点も多々あったが、本スキームを導入したことにより結果として相続税、譲渡所得税の観点からもメリットが得られたことも大きい。なにより、介護の経済的負担軽減、家族が納得行く看取りが達成できたことが一番評価すべき点だった。

『死ぬときに後悔すること25』

講師：医師 大津 秀一（おおつ しゅういち）氏

講師：大津 秀一（おおつ しゅういち）氏

早期緩和ケア大津秀一クリニック 院長

茨城県出身。岐阜大学医学部卒業。緩和医療医。日本緩和医療学会 緩和医療専門医、著書に25万部のベストセラー『死ぬときに後悔すること25』（新潮文庫）『「いい人生だった」と言える10の習慣』（青春出版社）など多数。

テーマ「遺言と向き合う」

シンポジスト

- 竹林 正樹 氏 (青森大学 客員教授)
- 吉田 修平 氏 (弁護士 吉田修平法律事務所)
- 日永田一憲 氏 (司法書士 かもめ総合司法書士事務所)
- 木下 園子 氏 (日本財団遺贈寄付サポートセンター)

コーディネーター

- 竹内 裕詞 氏 (弁護士 さくら総合法律事務所)

ゲストシンポジスト：竹林 正樹 (たけばやし まさき)氏

青森県出身。青森大学客員教授。青森県立保健大学大学院、横浜市行動デザインチームなど所属。ナッジの魅力を穏やかな津軽弁で語りかける。TEDxGlobisU(2020年開催)に出演。政府の日本版ナッジ・ユニットの有識者委員を務め、自治体や企業のナッジ戦略を支援している。代表作は「DVD 実践者のナッジ」(東京法規出版)

■オープンセミナー

【日本相続学会 オープンセミナー 開催記録 (2021.11～)】

(敬称略)

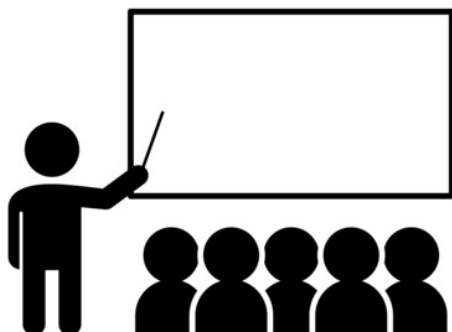
No.	開催日	テーマ	講師	所 属	ジャンル
65	2022. 1. 27	相続税と贈与税～実務での注意点～	平川 茂	税理士法人平川会計 パートナーズ 代表 社員	税務
66	2022. 5. 23	江戸時代をつくった徳川家 康の相続対策	日永田一憲	かもめ総合司法書士 事務所代表	法務

■ブロック活動

【東海ブロック部会】

(敬称略)

開催日	テーマ	講 師	所属／職業
2021. 12. 3	意外と知らない生命保険の注意点	佐々木 元司 蔭山 尚久	ソニー生命保険株式会社 ライフプランナー プルデンシャル生命保険株 式会社 ライフプランナー
2022. 6. 17	命と終活	長谷雄蓮華	浄土宗励声山大法寺 住職



■メールマガジン “日本相続学会発「円満かつ円滑に」”

2021. 11～2022. 10

通算	年	月	テーマ	執筆者
76	2021	11	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務（3） 多数決による軽微変更	小柳春一郎
77		12	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務（4） 共有建物の賃貸借	小柳春一郎
78	2022	1	令和3年民法・不動産登記法改正と相続実務（5） いわゆる土地所有権放棄	小柳春一郎
79		2	地主の跡取りはツライよ	上田美樹子
80		3	終活ことはじめ（1）	上田美樹子
81		4	終活ことはじめ（2）	上田美樹子
82		5	せっかく遺言書をつくるのなら	高野 良子
83		6	遺言書はあるものの・・・	高野 良子
84		7	どうしよう！相続人がいない！？	高野 良子
85		8	生きているうちに戸籍や住民票の確認をしてみても	森田 純弘
86		9	相続や相続税の「平等」と「割り切り」	森田 純弘
87		10	土地の所在の特定	森田 純弘

一般向けのメールマガジンを2015年7月より配信開始いたしました。
月に一回のペースで発信中。ご登録をお願いいたします。（無料）

- ①「まぐまぐ」を検索（<http://www.mag2.com/>）
- ②上段にて「日本相続学会」を検索
- ③メールアドレスを入力して登録完了。

■学会賞選考委員会ならびに表彰規程

(目的・総則)

第1条 本学会に、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞を設け、日本相続学会会員（以下、「本会会員」とする。）を表彰することにより、円満かつ円滑な相続が広く社会に普及し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。本規程は、日本相続学会の表彰運営事務の詳細について規程する。

(賞の種類)

第2条 学会賞の種類は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 業績賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する論説を発表し、本学会の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると認められる本会会員に授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、過去2年間に、相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作又は相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本会会員に授与する。

(業績賞)

第6条 業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本会会員に授与する。

(学会賞選考委員会)

第7条 表彰に関わる委員会として学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 本委員会は、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞について書類選考を行う。
- 3 委員会は8名以内の委員をもって構成する。
- 4 委員長・副委員長・委員は、理事会において選出する。
- 5 委員は、会員の中から学会を構成する諸分野の均衡に留意して理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 6 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 7 委員長・副委員長・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考手続)

第8条 委員会は毎年、会告等の方法により、会員に対し、上記4賞に相応しい者の推薦を依頼する。委員会は、各賞の候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

(学会賞)

第9条 各賞について、賞状を贈呈する。

(表彰)

第10条 学会賞は、選考委員会の報告に基づいて理事会において決定し、原則として毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

改訂履歴

平成27年12月15日施行

平成30年6月4日改訂

■日本相続学会 優秀事例研究賞表彰規程

（目的・総則）

第1条 日本相続学会優秀事例研究賞（以下「優秀事例研究賞」という。）は、日本相続学会会員（以下、「本会会員」という。）の優れた実践活動を掘り起こすとともに、他の模範とすることによって、「円満かつ円滑な相続」の社会への普及に寄与することを目的とする。

（選考基準）

第2条 優秀事例研究賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する事例研究を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

（選考手続）

第3条 優秀事例研究賞の選考にあたっては、学会賞選考委員会（以下「委員会」という。）が、その任にあたる。

2 委員会は、学会誌に掲載された事例研究を前条の基準により審査する。委員会は、候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

（表彰）

第4条 優秀事例研究賞は、毎年度1回選考を行うこととする。

2 優秀事例研究賞には、賞状を贈呈する。

3 原則として、毎年通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

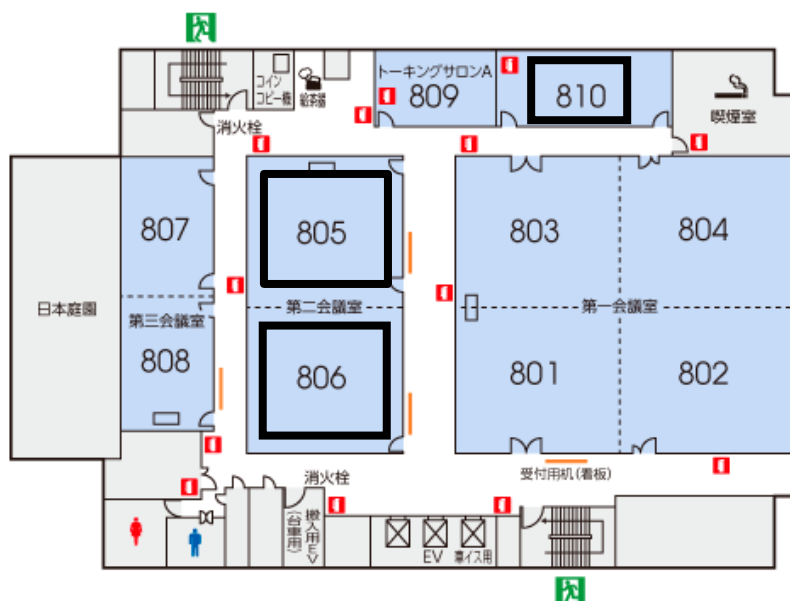
令和2年8月26日施行

■会場配置図（10月21日・22日：日本教育会館）

日程	プログラム	会場
10月21日 (金)	13:00-13:10 開会式	805号室
	13:10-14:30 研究発表	805号室
	14:45-15:30 事例研究発表①	805・806・810号室
	15:45-16:30 事例研究発表②	805・806・810号室
	17:30-19:30 情報交換会	9F 喜山倶楽部
10月22日 (土)	10:00-10:15 学会賞授賞式	第2会議室 (805+806)
	10:15-11:45 基調講演	
	13:00-15:00 シンポジウム	
	15:00 閉会式	

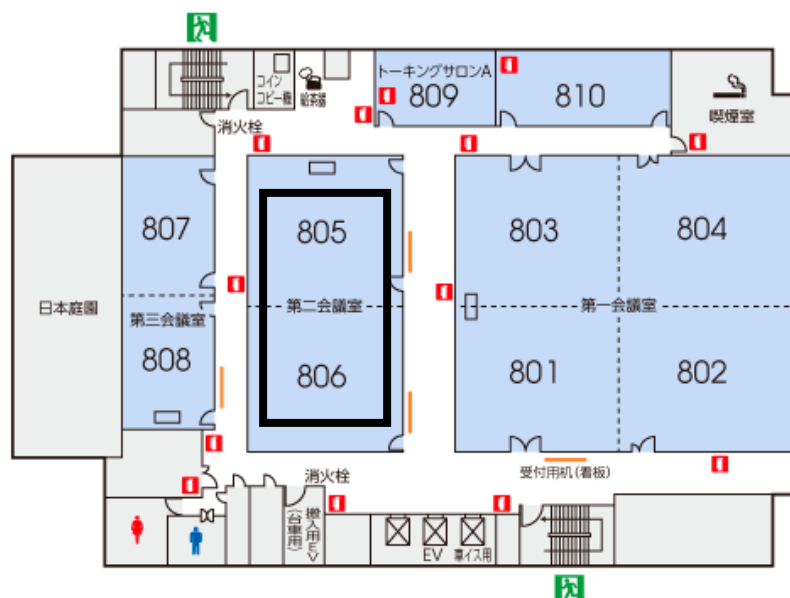
10/21 (金)

8階



10/22 (土)

8階



贊 助 廣 告

祝10周年

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長 1

会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長 2

各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長 3

全国対応！安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。

MJS 会計事務所向け

東証プライム上場 (証券コード:9928)

検索



祝 10 周年
お客様とのお縁を大切に育てます。



成年後見と相続
池畑会計事務所
税理士 池畑芳子

042-325-5055
〒187-0011 東京都小平市鈴木町 1-15-18
URL: <http://ikehatakaikai.jp>



「ありがとう」と言われる相続を実現します！

SAKURA SOGO GROUPE
さくら総合グループ
さくら総合法律事務所 代表弁護士 竹内 裕詞
株式会社さくら総合オフィス FP 竹内 美土璃(みどり)
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-3 錦パークビル 2F
TEL052-265-6663 FAX052-265-6664

祝 10 周年
相続・財産承継及び事業承継のご相談なら

税理士法人
平川会計パートナーズ
Hirakawa Accounting Partners Professional Yard

東京本社 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号
TEL.03-3836-2751 FAX.03-3835-7471
札幌事務所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1番地 豊島ビル611
TEL.011-252-5005 FAX.011-252-5006
名古屋事務所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番14号 東進名駅ビル4階
TEL.052-856-2161 FAX.052-856-2011
<http://www.hirakawa-tax.co.jp>

大阪事務所 〒541-0054 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトビル3階
TEL.06-6282-1212 FAX.06-6282-1211
福岡事務所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目20番1号 大博多ビル4階
TEL.092-260-7745 FAX.092-260-7746
e-mail: info@hirakawa-tax.co.jp

いつまでも仲良く暮らしてほしい

遺言・相続のご相談は

森川法律事務所

03-5577-3931



最寄り駅 東京メトロ千代田線・新御茶ノ水駅 丸ノ内線・淡路町駅
都営地下鉄新宿線・小川町駅

東京都千代田区神田小川町2-5-1
オーク神田小川町ビル4階
所属弁護士 森川紀代・古田充甫・沢田大知
(第一東京弁護士会所属)

<https://sozoku-law.jp/>

一般社団法人日本相続学会様 創立10周年を心よりお祝い申し上げます



株式会社ライフテーブル

代表取締役 伊藤久夫

愛知県津島市神守町一丁目99番地

TEL:0567-97-3807 FAX:050-3730-2802

URL:<http://www.lifetable.jp> Mail:info@lifetable.jp

企画・運営：相続学校なごや・相続支援センター愛知津島

祝！設立10周年

瀬良社会保険労務士・FP事務所
代表 瀬良孝司

社会保険に関する相談・手続き
就業規則・社内規程のご支援
資産運用・相続に関するご相談

祝10周年

〒458-0826 名古屋市緑区平子が丘3029
TEL/ FAX 052-623-8769
URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~sera-sr/>



コロナに負けないお口の健康づくりを！

ややもり歯科医院

祝10周年

やや もり
歯科医師 良盛典夫



〒507-0041 岐阜県多治見市太平町2-21
TEL.0572-21-2001
E-mail : yaya@ob.aitai.ne.jp

2022 年 10 月 21 日

■第 10 回研究大会実行委員会

〒460-0003
名古屋市中区錦 2-4-3 錦パークビル 2 階
さくら総合法律事務所内
TEL : 052-265-6663

■一般社団法人日本相続学会 事務局

〒101-0021
東京都千代田区外神田 6-9-6 平川会計パートナーズ内
FAX050-3730-8835
Email: info@souzoku-gakkai.jp
URL:<https://souzoku-gakkai.jp/>



「円満かつ円滑に」
一般社団法人日本相続学会®
The Japanese Inheritance Association